

臨時報告書

丸紅株式会社

臨時報告書

本書は臨時報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、2020年6月22日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

丸紅株式会社

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月22日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 柿 木 真 澄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03-3282-2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 縣 恵 一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
【電話番号】	03-3282-2111（大代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 縣 恵 一
【縦覧に供する場所】	丸紅株式会社大阪支社 （大阪市北区堂島浜一丁目2番1号） 丸紅株式会社中部支社 （名古屋市中区錦二丁目2番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1 【提出理由】

2020年6月19日開催の当社第96回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本社ビルの建替え完了後に本社事務所を移転することに伴い、現行定款に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更する。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、國分文也、高原一郎、柿木真澄、石附武積、及川健一郎、古谷孝之、北畑隆生、高橋恭平、翁 百合、八丁地 隆、木寺昌人を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、菊池洋一、西山 茂を選任する。

第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額のうち社外取締役分を年額60百万円以内から年額120百万円以内に改定する。なお、取締役（社外取締役を含む）の報酬の限度額の設定は、現行通り年額1,100百万円以内とし、変更しないものとする。

(3) 当該株主総会において議決権を行使できる株主の総議決権の数

総議決権の数 (議決権を有する総株主数)	17,352,077個 (184,523名)
-------------------------	---------------------------

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	12,710,378	19,454	2,618	(注) 1	可決 (99.72%)
第2号議案				(注) 2	
國分 文也	12,512,652	199,978	18,855		可決 (98.18%)
高原 一郎	12,514,943	197,687	18,855		可決 (98.20%)
柿木 真澄	12,532,045	180,581	18,855		可決 (98.33%)
石附 武積	12,529,288	186,140	16,057		可決 (98.31%)
及川健一郎	12,529,194	186,234	16,057		可決 (98.31%)
古谷 孝之	12,523,085	192,342	16,057		可決 (98.26%)
北畑 隆生	12,585,093	140,976	5,416		可決 (98.75%)
高橋 恭平	12,416,690	309,379	5,416		可決 (97.42%)
翁 百合	12,682,234	43,836	5,416		可決 (99.51%)
八丁地 隆	12,681,602	47,266	2,618		可決 (99.50%)
木寺 昌人	12,689,128	39,740	2,618		可決 (99.56%)
第3号議案				(注) 2	
菊池 洋一	12,699,722	29,977	2,618		可決 (99.64%)
西山 茂	12,629,062	100,634	2,618		可決 (99.08%)
第4号議案	12,659,820	63,685	9,094	(注) 3	可決 (99.32%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(5) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上